

千葉県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により市立青葉病院の使用料及び手数料徴収事務を次のとおり委託したので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年12月1日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

1 委託する相手方

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

株式会社ニチイ学館

代表取締役 森 信 介

2 委託する事務の内容

市立青葉病院の使用料及び手数料徴収事務

3 委託期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで